

# 優先給電ルールに基づく出力制御の概要と 発電事業者さまの対応内容について

2019年 7月22日  
北海道電力株式会社

# 1. 優先給電ルールおよび出力制御の順番について

- ・優先給電ルールとは、需要と供給のバランスを一致させるために、需要の変動等に応じて、稼働中の電源等に対する出力制御の条件や順番を定めたものです。
- ・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」および電力広域的運営推進機関の「送配電等業務指針」（経済産業大臣が認可）に定められている同ルールは以下のとおりであり、当社は、a～eまでの措置を行っても、北海道エリアの余剰電力が解消されないことが見込まれる場合には、太陽光・風力の出力制御を行います。

出力制御等の順番

a. 一般送配電事業者があらかじめ確保した調整力（電源Ⅰ）及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる（電源Ⅱ）発電機の出力抑制及び揚水式発電機の揚水運転、需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電

b. 一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない（電源Ⅲ）火力発電等の出力抑制及び揚水式発電機の揚水運転、需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電

c. 連系線を活用した広域的な系統運用（広域周波数調整）

d. バイオマスの専焼電源の出力抑制（地域資源バイオマス電源※を除く）

e. 地域資源バイオマス電源の出力抑制  
（燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く）

f. 自然変動電源（太陽光・風力）の出力抑制

g. 電気事業法に基づく電力広域的運営推進機関の指示（緊急時の広域系統運用）

h. 長期固定電源（原子力、水力（揚水式を除く）および地熱発電所）の出力抑制

※ 地域に貯蔵する資源（未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物）を活用する発電設備

## 2. 太陽光・風力発電事業者さまの制御区分について①

### 《太陽光発電事業者さま》

- ・ 契約申込の受付日や発電設備の容量により、無補償での出力制御の上限時間や出力制御方法が異なります。
- ・ 契約申込の受付日が2015年4月1日以降の10kW未満の発電設備については、当面、出力制御の対象としない見込みです。
- ・ 当面、出力制御の対象としない発電設備について、将来的に出力制御が必要となった場合は、別途お知らせいたします。

出力制御のルール		旧ルール	指定ルール
契約申込の受付日		～2015年1月25日 <sup>※1</sup>	2015年1月26日～
無補償での出力制御上限	500kW以上	年間30日 <sup>※2</sup>	無制限
	10kW以上 500kW未満	当面の間出力制御対象外	
	10kW未満		無制限の対象となるが 10kW以上の出力制御後に行う <sup>※3</sup> (優先的な取扱い)
制御方法		現地操作または自動制御	自動制御

※1 FIT法施行規則が一部改正された日

※2 接続可能量を超過する案件は無制限

※3 2015年1月26日より施行されたFIT法施行規則の一部を改正する省令における10kW未満の経過措置については、同年4月1日にて終了

## 2. 太陽光・風力発電事業者さまの制御区分について②

### 《風力発電事業者さま》

- ・ 契約申込の受付日や発電設備の容量により、無補償での出力制御の上限時間や出力制御方法が異なります。

出力制御のルール		旧ルール	新ルール	指定ルール
契約申込の受付日		～2015年1月25日※1	2015年1月26日～ 2015年12月15日	2015年12月16日※2～
無補償での出力制御上限	500kW以上	年間30日※3	年間720時間	無制限
	20kW以上 500kW未満	当面の間出力制御対象外		
	20kW未満		当面の間出力制御対象外	
制御方法		現地操作または自動制御	自動制御	

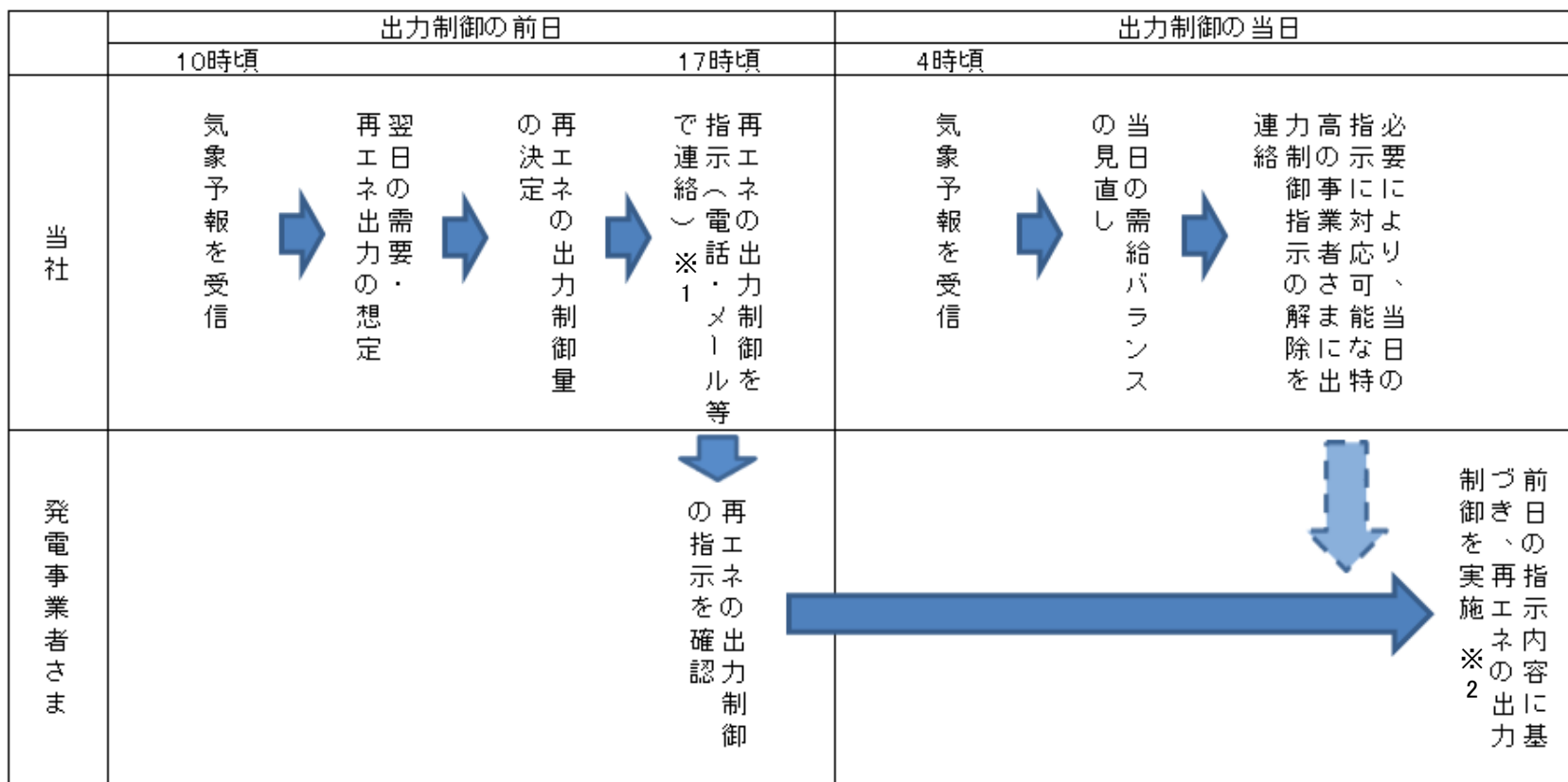
※1 FIT法施行規則が一部改正された日

※2 当社が経済産業大臣から固定価格買取制度に基づく指定電気事業者指定された日

※3 日本風力発電協会が推奨するエリア一括の出力制御方式（年間720時間）での実施に向け調整中

# 3. 出力制御の指示・実施スケジュールについて①

- ・翌日の需要や再エネ出力の想定結果等をふまえ、出力制御を実施する場合には、制御日の前日17時頃に、手動制御の対象となる発電事業者さまに指示を行います。
- ・制御日当日は、前日の指示内容に基づき、出力制御を実施していただきます。  
(当日の指示に対応可能な特高の事業者さまには、出力制御の解除連絡を行う場合があります。)
- ・なお、出力制御の指示・実施スケジュールについては、今後見直す可能性があります。



### 3. 出力制御の指示・実施スケジュールについて②

- ・発電事業者さまには、当社からの出力制御の指示に対し、発電設備の操作方法（現地操作または自動制御）により、以下のとおり、対応をお願いいたします。

操作方法	連絡方法		事業者さまの対応
	前日	当日	
現地操作 (手動)	前日 17時頃までに翌日の出力制御の実施を電話・メールにて指示します※1	(基本的に当日の指示は行いません) ※2	出力制御指示に基づき発電停止・運転操作を実施ください
自動制御 (出力制御機能付PCS等)	前日 17時頃までに翌日の出力制御の実施を当社ホームページに掲載します	—	— [ 出力制御機能付PCS等への制御信号による自動制御 ]

※1 自動電話・メールによる出力制御指示を行いますので、必ず受信できる電話番号・メールアドレスを事前に登録させていただきます。

※2 当日の指示に対応可能な特高の事業者さまには、必要に応じて出力制御指示を解除させていただく場合があります。

## 4. 各発電事業者さまへのお知らせについて

- 各発電事業者さまには、出力制御に関してご確認いただきたい内容を記載したダイレクトメールの送付あるいは個別対応をさせていただきます。  
なお、離島（礼文・利尻・天売・焼尻・奥尻）の発電事業者さまにつきましては、将来的に出力制御の準備が必要となった時点で、別途お知らせいたします。

発電種別	お知らせ方法	備考
火力・バイオマス 発電事業者さま	2019年7月～9月頃に 個別対応させていただきます	—
風力発電 事業者さま	2019年度上期中目途に ダイレクトメールを送送させていただきます	出力制御の対象となる発電事業者 さま※にのみ送付いたします
太陽光発電 事業者さま	2019年度上期中目途に ダイレクトメールを送送させていただきます	出力制御の対象となる発電事業者 さま※にのみ送付いたします

※ 2項（スライド3・4）において網掛された区分の発電事業者さまが対象となります。